

専決処分の承認について（令和6年度藤沢市一般会計補正予算（第3号））

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2024年（令和6年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度藤沢市一般会計補正予算（第3号）を次のとおり専決処分する。

2024年（令和6年）10月9日

藤沢市長

鈴木恒夫

令和6年度藤沢市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度藤沢市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200,632千円を追加し、歳入歳出それぞれ174,552,573千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		11,913,975	200,632	12,114,607
	3 委託金	800,263	200,632	1,000,895
歳入	合計	174,351,941	200,632	174,552,573

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		17,846,697	200,632	18,047,329
	4 選挙費	106,787	200,632	307,419
歳 出	合 計	174,351,941	200,632	174,552,573

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額
16 県支出金	11,913,975	200,632
歳 入 合 計	174,351,941	200,632

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補 特
				国庫支出金
2 総務費	17,846,697	200,632	18,047,329	
歳 出 合 計	174,351,941	200,632	174,552,573	

事 項 別 明 細 書

(単位 千円)

計
12,114,607
174,552,573

(単位 千円)

正 額 の 財 源 内 訳					
定 財 源					一般財源
県支出金	地 方 債	そ の 他			
		分担金負担金	使用料手数料	そ の 他	
200,632					
200,632					

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金	11,913,975	200,632	12,114,607
3 委託金	800,263	200,632	1,000,895
1 総務費委託金	797,154	200,632	997,786
歳 入 合 計	174,351,941	200,632	174,552,573

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 選挙費委託金	200,632	02 衆議院議員選挙委託金 200,101 03 衆議院議員選挙啓発委託金 358 04 最高裁判所裁判官国民審査委託金 173

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
2 総務費	17,846,697	200,632	18,047,329	200,632		
4 選挙費	106,787	200,632	307,419	200,632		
3 衆議院議員選挙費	0	200,632	200,632	200,632		
歳 出 合 計	174,351,941	200,632	174,552,573	200,632		

(単位 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	1 報酬	27,543	01 選挙事務費 200,632
	3 職員手当等	67,793	01 従事者報酬手当等 96,446
	4 共済費	403	02 選挙公営関係費 62,090
	7 報償費	530	03 選挙事務費 42,096
	8 旅費	737	
	10 需用費	16,590	
	11 役務費	23,775	
	12 委託料	49,084	
	13 使用料及び 賃借料	4,887	
	17 備品購入費	9,240	
	18 負担金補助 及び交付金	50	

給 与 費 補 正 明 細 書

1. 特別職

区 分	職員数	給 与 費						共済費	合 計	
		報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	その他 の手当	計			
補正後	長 等	人 5	千円 51,672	千円 20,557	千円 5,168	千円 5,918	千円 83,315	千円 12,795	千円 96,110	
	議 員	36	246,120	101,115			347,235	72,149	419,384	
	その他	3,645	393,243				393,243		393,243	
	計	3,686	639,363	51,672	121,672	5,168	5,918	823,793	84,944	908,737
補正前	長 等	5		51,672	20,557	5,168	5,918	83,315	12,795	96,110
	議 員	36	246,120		101,115			347,235	72,149	419,384
	その他	3,347	386,998					386,998		386,998
	計	3,388	633,118	51,672	121,672	5,168	5,918	817,548	84,944	902,492
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0		0			0	0	0
	その他	298	6,245					6,245		6,245
	計	298	6,245	0	0	0	0	6,245	0	6,245

参 考

地方自治法 抜粋

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。